

## 《 学 校 の 教 育 目 標 》

○よく考え実行する子 ○思いやりのある子 ○元気な子

### 《 いじめ防止対策推進法 》

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体は「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定(※)を定めること  
※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。（第2章）

### 《 豊島区いじめ防止対策推進条例 》

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策について、基本理念を定め、豊島区及び学校等の責任を明らかにするとともに、区の対策を推進するための組織の基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。（第1章 第1条）

### 《 いじめ防止対策の基本理念 》

- ・すべての児童が生命を尊重し安心して学校生活を送ることができるように、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- ・児童の生命や心身を保護し、児童をいじめから守り通すとともに、児童のいじめに関する理解を深め、児童がいじめを見過ごすことなく、いじめ解決に向けて主体的に行動することができるようにする。
- ・いじめの防止等に関する取り組みを実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組まなければならない。
- ・家庭、地域、区その他関係諸機関と連携し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指す。

### 《 いじめの定義 》（いじめ防止対策推進法 第2条）

・「いじめ」とは、児童に対して、千早小学校に在籍している児童等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 《 いじめ防止等の取組 》

#### 未然防止への取組

- ①学校いじめ対策委員会の設置
- ②心理検査「i-check」の実施（6月・11月、3～6年）
- ③学級担任に児童全員面談の実施（通年、全児童）
- ④いじめに関する授業、SCとの連携授業の実施
- ⑤児童会による主体的な取組への支援
- ⑥保護者会や学校便りの活用

#### 早期対応への取組

- ①把握した情報に基づく対応方針の策定
- ②学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化
- ③児童の安全の確保とSC等を活用したケア
- ④加害児童に対する組織的・継続的な観察・指導・教育相談等
- ⑤いじめを伝えた児童の安全の確保
- ⑥教育委員会への報告と教育委員会による支援
- ⑦学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力
- ⑧PTAとの連携
- ⑨地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施

#### 早期発見への取組

- ①児童への学校生活アンケート（いじめ）の実施（年3回）
- ②SCによる全員面接（5年・個別）
- ③教育相談面談の実施（11～12月、必要な保護者対象）
- ④学級担任による児童全員面談（通年1人1回以上）
- ⑤全教員による校内巡回等を通じた児童の観察
- ⑥生活指導夕会とC4thを活用した児童の情報共有
- ⑦教育センター、区民ひろばや子どもスキップとの連携
- ⑧いじめ相談窓口の拡大（校長ポストの常設）

#### 重大事態への対処

- ①被害児童の保護やケア
- ②教育委員会への報告と連携
- ③SCによるケア
- ④家庭訪問、家庭状況の把握
- ⑤柚子の木教室への通級等の実施
- ⑥別室での学習の実施
- ⑦警察への相談・通報
- ⑧懲戒や出席停止
- ⑨加害児童と保護者のケア
- ⑩児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携
- ⑪いじめ対策臨時保護者会の開催
- ⑫主任児童委員及び民生児童委員等との連携

### インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- ①情報モラル教育の充実
- ②保護者との連携
- ③「千早 SNS ルール」「家庭 SNS ルール」
- ④関係諸機関との連携

### 《 校内組織及び連携機関 》

**いじめ防止委員会**：「千早小学校いじめ防止基本方針」に基づき、その実効的な実施に向けて本組織（校長、副校長、教務主任、生活指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー 担任等）を設置し、学期1回及び必要に応じて適切な時期に開催する。

**いじめ緊急対策委員会**：学校が必要（学校長が、いじめにより「①児童に心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。」または、「②児童が学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。」と認めた場合に、迅速に本委員会を設置できるよう、予め準備する。

**関係諸機関**：教育センター（カウンセラー、SSW等）、東部子ども家庭支援センター、児童相談所、育成児童委員 その他